

新潟市移動支援事業従事者養成研修実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、新潟市移動支援事業従事者の養成研修（以下「養成研修」という。）を円滑に行い、障がい者（児）の社会生活上不可欠な外出のための支援の担い手を養成し、もって障がい者（児）の福祉の増進を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条 養成研修の実施主体については、次のとおりとする。

- （1）新潟市障がい者地域生活支援事業（移動支援事業、生活サポート事業、日中一時支援等事業）実施要綱第8条第3項に規定する登録事業者（移動支援事業に係るものに限る。以下「養成研修実施事業者」という。）
- （2）市長が認めた者（法人格を有するものに限る。）

（実施内容）

第3条 養成研修の実施内容については、次のとおりとする。

- （1）視覚障がい者（児）に係る養成研修の履修時間の基準については、別表第1のとおりとする。
- （2）全身性障がい者（児）に係る養成研修の履修時間の基準については、別表第2のとおりとする。
- （3）知的障がい者（児）及び精神障がい者（児）に係る養成研修の履修時間の基準については、別表第3のとおりとする。

（養成研修の認可）

第4条 養成研修実施事業者は、前条の養成研修を実施するとき、あらかじめ、新潟市移動支援事業従事者養成研修認可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による認可申請があったときは、その内容を審査し、養成研修の適否を判断するものとする。当該養成研修が適当と判断するときは、新潟市移動支援事業従事者養成研修認可通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

3 養成研修実施事業者は、認可を受けた養成研修について、内容を変更若しくは取り消すときは、あらかじめ、新潟市移動支援事業従事者養成研修変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（修了証明書の交付）

第5条 養成研修実施事業者は、当該研修の全カリキュラムを修了した者に修了証明書（様式第4号）を交付するものとする。

(実績報告)

第6条 養成研修実施事業者は、養成研修終了後、速やかに研修修了者名簿等を添付した新潟市移動支援事業従事者養成研修実績報告書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(台帳の管理)

第7条 養成研修実施事業者は、研修修了者について、氏名、生年月日、研修の区分、研修終了日及び研修証明書の番号を記載した台帳を管理しなければならない。

2 台帳の保存期間は、原則として、永年保存とする。

3 台帳の管理にあたっては、安全かつ適切な措置を講じなければならない。

(合同開催)

第8条 養成研修については、養成研修実施事業者が合同で開催できるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。ただし、改正後の別表については、平成25年4月1日から適用とする。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（視覚障がい者（児））

区分	科目名	時間数	目的（学習の目標）
講義	ガイドヘルパーの制度と業務	1	ガイドヘルパーの制度と業務を理解する。
	障がい者（児）福祉の制度とサービス	2	障がい者（児）福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解する。
	ホームヘルプサービスに関する知識 (ア) ホームヘルプサービス概論	2	ホームヘルプサービスの役割と業務を理解する。
	(イ) ホームヘルパーの職業倫理	1	ホームヘルプサービスに従事する際の職業倫理について理解する。
	障がい・疾病の理解	2	業務において直面する頻度の高い障がい・疾病を医学的、実践的視点で理解するとともに、援助の基本的な方向性を把握する。
	移動介助の基礎知識	2	移動介助の目的と機能を理解し、基本原則を把握する。
	障がい者（児）の心理	1	障がい者（児）の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する。
実習	移動介助の基本技術	2	疑似体験をしつつ、基本的な移動介助の技術を習得する。
	屋内の移動介助	2	疑似体験をしつつ、屋内での移動介助方法を習得する。
	屋外の移動介助	4	疑似体験をしつつ、屋外での移動介助方法を習得する。
	応用技能	1	複数の視覚障がい者をガイドする場合などの応用技能を習得するとともに、ガイドヘルパーとしての全体像を把握する。
計		20	

※ 居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従業者基礎研修、若しくは介護職員初任者研修（従前の居宅介護従業者養成研修、介護職員基礎研修及び訪問介護員研修を含む。）の修了者（修了予定者を含む。）又は介護福祉士は、以下の研修課程の免除が可能である。

- ・ 障がい者（児）福祉の制度とサービス（2時間）
- ・ ホームヘルプサービス概論（2時間）
- ・ ホームヘルパーの職業倫理（1時間）
- ・ 障がい・疾病の理解（2時間）
- ・ 障がい者（児）の心理（1時間）

別表第2（全身性障がい者（児））

区分	科目名	時間数	目的（学習の目標）
講義	ガイドヘルパーの制度と業務	1	ガイドヘルパーの制度と業務を理解する。
	障がい者（児）福祉の制度とサービス	2	障がい者（児）福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解する。
	ホームヘルプサービスに関する知識		
	(ア) ホームヘルプサービス概論	2	ホームヘルプサービスの役割と業務を理解する。
	(イ) ホームヘルパーの職業倫理	1	ホームヘルプサービスに従事する際の職業倫理について理解する。
	重度脳性まひ者等全身性障がい者を介助する上での基礎知識		
	(ア) 重度肢体不自由者（児）における障がいの理解	1	業務において直面する頻度の高い障がい・疾病を医学的・実践的視点で理解するとともに、介助に必要な状態像を把握する。
	(イ) 介助に係る車いす及び装具等の理解	1	移動介助に必要な車いすや装具等について知識を深め、それらの機能を把握する。
	移動介助にあたっての一般的注意		
	(ア) 姿勢保持について	1	良好な姿勢保持の必要性を理解するとともに、その方法を習得する。
	(イ) コミュニケーションについて	1	言語障がいについての理解を深め、言語障がいのある人への接し方を習得する。
	(ウ) 事故防止に関する心がけと対策	1	事故防止のための方法や事故が起きた時の対応方法を習得する。
実習	障がい者（児）の心理	1	障がい者（児）の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する。
	移動介助の方法	3	
	(ア) 抱きかかえ方及び移乗の方法		車いすへの移乗に際しての抱きかかえ方や移乗の方法等を習得する。
	(イ) 車いすの移動介助		車いすでの移動を介助する場合の車いすの取り扱い方や平地、階段での移動方法などを習得する。
	生活行為の介助	1	外出時に排泄、食事、衣服の着脱を行う際に安全な介助方法を習得する。
計		16	

※ 居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従業者基礎研修、若しくは介護職員初任者研修（従前の居宅介護従業者養成研修、介護職員基礎研修及び訪問介護員研修を含む。）の修了者（修了予定者を含む。）又は介護福祉士は、以下の研修課程の免除が可能である。

- ・ 障がい者（児）福祉の制度とサービス（2時間）
- ・ ホームヘルプサービス概論（2時間）
- ・ ホームヘルパーの職業倫理（1時間）
- ・ 障がい者（児）の心理（1時間）

別表第3（知的障がい者（児）及び精神障がい者（児））

区分	科 目 名	時間数	目的（学習の目標）
講義	ガイドヘルパーの制度と業務	1	ガイドヘルパーの制度と業務を理解する。
	障がい者（児）福祉の制度とサービス	2	障がい者（児）福祉の制度とサービスの種類，内容，役割を理解する。
	ホームヘルプサービスに関する知識		
	（ア）ホームヘルプサービス概論	2	ホームヘルプサービスの役割と業務を理解する。
	（イ）ホームヘルパーの職業倫理	1	ホームヘルプサービスに従事する際の職業倫理について理解する。
	障がい・疾病の理解	4	業務において直面する頻度の高い障がい・疾病を医学的，実践的視点で理解するとともに，援助の基本的な方向性を把握する。
	移動介助の基礎知識	2	移動介助の目的と機能を理解し，基本原則を把握する。
	障がい者（児）の心理	1	障がい者（児）の心理に対する理解を深め，心理的援助のあり方について把握する。
実習	移動介助の基本技術	6	疑似体験をしつつ，基本的な移動介助の技術を習得する。
			外出時における生活行為の介助方法を習得する。
計		19	

※ 居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従業者基礎研修、若しくは介護職員初任者研修（従前の居宅介護従業者養成研修、介護職員基礎研修及び訪問介護員研修を含む。）の修了者又は介護福祉士は、この研修課程を受講しなくても、知的障がい者（児）及び精神障がい者（児）に係る移動支援事業に従事することができる。

(様式第 1 号)

年 月 日

(宛先)

新 潟 市 長

(申請者)

事業者名

代表者職名・氏名

印

新潟市移動支援事業従事者養成研修認可申請書

新潟市移動支援事業従事者養成研修実施要綱に定める養成研修について認可を受けたく、養成研修計画書等関係資料を添えて申請します。

1 研修の名称

2 研修の課程

3 実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 受講者定員

5 研修計画書

6 講師名簿

(様式第2号)

新障第 号
年 月 日

養成研修実施事業者
代表者 あて

新潟市長 印

新潟市移動支援事業従事者養成研修認可通知書

年 月 日付けで申請のありました養成研修について、認可申請の内容を審査した結果、新潟市移動支援事業従事者養成研修実施要綱に定める養成研修と認可します。

- 1 認定番号
- 2 研修の課程

(様式第3号)

年 月 日

(宛先)

新潟市長

(申請者)

事業者名

代表者職名・氏名

印

新潟市移動支援事業従事者養成研修変更届

年 月 日付けで届け出ました新潟市移動支援事業従事者養成研修実施要綱に定める養成研修について次の理由により変更したく、関係資料を添えて届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 関係資料

(様式第 4 号)

第 号

修 了 証 明 書

氏 名
年 月 日生

新潟市移動支援事業従事者養成研修実施要綱に基づく移動支援事業従事者養成研修の _____
_____ 課程を修了したことを証明する

年 月 日

養成研修実施事業者名
代表者職名・氏名 印

(様式第 5 号)

年 月 日

(宛先)

新 潟 市 長

(申請者)

事業者名

代表者職名・氏名

印

新潟市移動支援事業従事者養成研修実績報告書

年 月 日付けで届け出ました新潟市移動支援事業従事者養成研修実施要綱に定める養成研修について修了しましたので、関係書類を添えて報告します。

1 実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 受講者数・研修修了者数

受講者数 名

研修修了者数 名

3 研修修了者及び研修実施状況

別紙のとおり

※ 添付資料

- ・ 研修修了者名簿，研修の実施状況が確認できる書類